

厚生常任委員会

平成14年9月17日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	西川 肇
同課長補佐	栗本 公生		
住 民 課 長	西谷 桂子	同 係 長	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、喜多委員、木田委員のお二人を指名いたします。
ここで副委員長と交替をさせていただきます。
暫時休憩します。

副委員長 再開いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
りでございます。
初めに、9月議会付託議案についてであります、（1）議案第31
号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを
議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、要旨により説明）

副委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 今回の値上げで、値上げの幅についても僅かであるということ、そ
れと高い階層の方での値上げであるということを見させていただい
て、十分承知はしているわけですが、このことで今回値上げしたら、
幾らぐらいの保育料の負担増となるのか、概算をお示しいただきたい
と思います。
それと決算の時にもお尋ねさせていただいた経過があるのですが、

保育料だと年度と中で事故やいろんなことがあつときに、年度途中でその方の生活状況が変わった時に保育料の変更などの対応ができるのかという、それはこれまでしていないというご返事をいただいているのですが、そのこのところもう一度確認させていただきたいと思えます。

福祉課長　今回改正によります段階ですが、3歳時の場合の第5階層の1から7階層までと、4歳児以上の場合の第5階層の2から第7階層までの間ということでございまして、園児244人中3歳児が該当いたしますのは33名、それで4歳児以上が60名、計93名ということで1000円の値上がりということで、12か月を掛けますと、11万1600円ということでございます。

それと、年度途中生活の状況が変わった後の対応ということで、現在していないということでご報告させていただきましたが、その間につきましては状況等を見て改善出来るようであれば、所得の基準によって考えていきたいと思えますが、現在のところは考えておりません。

里川委員　今値上げでどれくらいの増収になるかと言えば、11万1600円ということだったのですが、児童扶養手当などの削減であるとか、健康保険関係の負担増とかいろんな問題がある中でこれくらいの増であれば私としては今回見合わせていただきたかったなという思いがあります。

その基になったのは教育委員会の方の総務委員会での議論のある中で、保育所と同じような年齢の子が幼稚園にも行っておられるのですけれども、幼稚園の保育料の方も地方交付税の対応の基準額があるわけですが、この基準額が上がってきたわけですが、本町の教育委員会の方の幼稚園の保育料の方は単位費用200円上がっているのですね。200円上がっているけれども今回は僅かの値上がりであることから今回は見合わせたいということの報告をされているようです。ですから幼稚園も保育所も同じような年代のお子さんを預かる斑鳩町の

行政として、そういうことについても一定のバランスというものがあってもいいのではないか。僅かの値上がり、一方ではしない片一方ではするというようなことになっているようですので、私としては保育所の方も僅かな値上がりについて今回は一考していただきたかったと思っているわけです。

それで国の基準額表の85%ということで、これは条例にきちっとそういうふうに徴収しますというふうに条例にかかっている文言ではないというように理解しているわけなんです。斑鳩町ではあくまでもそういう基準で設定するというふうな考え方であるというふうにとっているわけですが、国の基準額表のところにその他の留意点として世帯構成の変更や税額更正があった場合は翌月から階層が変更となる場合があるので、各月初日現在における入所児童の属する世帯の状況を把握すること、というふうに基準額表の下に留意事項として書かれているということは先ほど課長から答弁いただきましたけれども、今後このことにつきましては、本当に大変な時代になってきて急にいろいろなことが起こる可能性がありますので、対応の方はできるだけやっていただきたいと思う。幼稚園の方の保育料と比較いたしましてもやはり保育所の保育料の方が滞納の状況も見られるということからも滞納の中味についても十分分析していただきたいというふうに思うのです。そのことも総合致しまして、今後の考え方についてももう一度答弁願いたいと思います。

町 長

保育所状況の関係等についてはいろいろ議会と審議をしまいいりました。途中で値上げになるということよりも、所得の関係等整理をさせていただいたこともありますし、議会と絶えず相談を申し上げながら私はやっぱり斑鳩町の保育状況を見ると、先生方も一生懸命にやっただいていてと思っていますし、夜間保育もいち早く取り入れさせていただいた。その中にはいろいろな問題等ございますけれども、順調に来させていただいております。この関係等については皆さん方が国の財政基準の80%、85%をさせていただくということについて

も諸手を挙げて賛成いただいたこともございまして、やっぱりそういうことを踏まえる中で、100円の値上げがどうかという問題よりも、条例に沿ってこれをしていかなかったら、以前そういうことがありました。100円やからすることないやないかということにしますと、また次の関係で200円、300円ええやないかということになってまいりますし、幼稚園との関係は幼稚園は幼稚園として考えるべき問題であると思います。いろいろとそういう保育料の関係等について、皆さん方と委員会共々ご相談申し上げてやってまいりますし、今後そういう一般質問にもありましたように、国の基準85%を値上げする意向はあるのかないのかということもございまして、当面の考えは85%にさせていただくということをお願いいたしますように、今後委員会ともご相談申し上げて斑鳩町の保育施設、保育環境をより守っていくということを考えてまいりたいと思っています。

里川委員 以前に幼保一元化の一般質問があった時に、調査研究いたしますというご答弁があって、私もさらにそれを受けてそのことについては慎重に取り組んでいただきたいということをおっしゃって来た経過があるのですが、この幼保一元化につきましては町として現在どのように考えておられるでしょうか。

助 役 幼保一元化については、関係セクション等の委員によって作るプロジェクトチームで検討していくということをお願いいたしました。現在その検討を細かく分析しながらしておるわけですが、難しい点は保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と所管が違うわけでございまして、保育料等においても違ってくる。また保育の内容についてはほぼ変わらないわけですが、指導要綱等においても幼稚園はきちっとした形で決められております。それを準用した形で保育所は保育しているという状態です。そこらを十分考えて整合性が取れる形でしていかなければ後々いろんな問題があるということでございまして、より慎重に今現在検討をしていただいております。その報告に

については常に報告せよと私が言っているわけですが、まだはっきりまとまらないからそれを待っているということでございますので、プロジェクトチームによって慎重に検討をしているということでご理解願いたいと思います。

副委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

副委員長

異議ありとのことですので、これより討論を行ないます。

まず、本件を可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員

今回の値上げでは、保育料の増収が僅か11万1600円ということの報告を受けているところです。現在健康保険の体制や児童扶養手当の体制、いろんな住民の負担増の中で保育料についてこの値上げ巾であれば、町として今回は是非とも見送っていただきたかった。ましてや同じ年齢で関係する幼稚園の方の基準額につきましても、国の方の基準額が200円上がっているにも関わらず、そちらの方では今回見送るといような結論も出ていることから、やはり保育所の方につきましても滞納の状況を見る中で大変なご家庭も多いことから今回の条例に対しましては私は納得することができません。そして今後は年度途中のいろいろな家庭の状況に柔軟な対応をしていただけることをお願いしたいと思います。そしてまた幼保一元化につきましても慎重な対応をお願いしておきまして、私の反対の討論とさせていただきます。

副委員長

次に、本件を可決することに賛成の方の意見を求めます。

喜多委員

保育所の運営につきましては、町とされては常々議会の要望も考慮

されて運営については午前7時30分から午後8時まで延長されて保育を実施されているところであります。また低年齢保育につきましても、それから障害児の保育、一時保育を実施したりしてその保育運営の充実には常に努められておるところであると思っています。

そうした中でただ今の保育料の値上げの問題でございますが、保育料は国の基準の85%、階層区分の細分化を引き続き実施をされて保育者の負担の軽減を図っていかうとされております。このことから今回国の徴収金基準額表の保育単位の金額の体制により国の徴収金基準額表を基に保育料を決定されていることからやむを得ないものとして賛成するものであります。

なお、今後も更なる保育運営の一層の努力をお願いいたしまして、この議案第31号については賛成といたしますのでよろしくお願いいたします。

副委員長 本件については賛否両論であります。これより挙手により採決をいたします。

本件を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

副委員長 賛成多数であります。よって議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数により原案どおり可決すべきものといたします。

委員長と交替をいたします。暫時休憩します。(午前9時15分)

委員長 再開いたします。(午前9時16分)

続きまして、議案第32号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

(議案書朗読、要旨により説明)

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものといたします。

続いて、議案第34号、平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

(議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものいたします。

続いて、議案第36号、平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

福祉課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員 決算の時でもいろいろあったと思うのですが、1480万円余ったという中で、これから介護保険をやっていく中でこういう数字が出た時に、対象者にランダムでもいいから電話で余ったということについて対象者はどういう意味でそれを使われなかったか、費用が高すぎるのか、それともそういうことをしなくても行けたのか。ある程度行政というのは議会で当然余剰が出れば必ず質問が出るわけですから、住民の声を行政自身が把握するそういう働きかけをしていただきたいと思えますし、今後もこういう介護保険というのはずっと続いて行くわけですから、住民の方への行政のPR不足なのか、費用が掛かるということに注意されているのか、それともほかの理由があるのか、そういうことについては一定の住民の意識というものを把握していただきたいと思う。答弁は要りません。これは要望にしておきます。

委員長 私の方から少し聞かせていただきたいと思えます。今西谷委員がおっしゃったこともそのとおりですし、決算委員会の中でも介護保険につきましてはいろいろな意見があったと思えます。それはなぜかというと3年間過ぎまして来年度計画の見なおしの中で保険料に大きく関わってくる問題もあります。そして斑鳩町では利用している状況とい

うのが低いということで結局黒字が出ているのだらうと思うのですが、それと居宅介護サービスについても低い水準で数字が推移してきていると思います。そういうことにつきましても今後来年度の計画策定の時にきちっとそういう状況を分析していただいて、計画を立てていていただきたいというように強く望んでいるところなのですが、先日聞きました保険料徴収の6段階の件なのですが、委員会の方にも掛けなければいけないという話の中で、運営協議会でのご審議もあると思うのですが、町としての考え方については今の段階でどんなふうに運営協議会の方にご提示されるつもりなのか、それがあれば教えていただきたい。

住民生活
部長

運営協議会の方でご審議願うのは保険料自体のご審議を願うということではなく、利用者の方々のサービスをご利用いただく量的にはどれだけあるかということをご審議願う、なおかつそれに対します供給量が今現在どれだけあって、どういう形で伸びることが想定できるかということもいろいろご審議願うなかで、それらをご審議いただいた結果を基にいたしまして、保険料等の関係につきまして行政の方で検討をさせていただくということで、委員長の方にもご存知いただいていると思うのですが、その段階で今町の方としてその6段階に保険料の納付を考えていくのかということをご指摘をいただいているのですが、町といたしましては今現在のところ6段階を採用することまで確定した意見集約はさせていただいていません。現行の状態を考えてそれをもって推計をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

委員長

もう1点お尋ねしておきたいのですが、市町村合併調査研究特別委員会が議会でも設置させていただいて、そこに7町の財政状況等についての比較する資料をいただいているのです。この中で介護保険の状況などを7町で認定審査をもっておられますので、どんなふうな状況なのかより他の部門より、より密接にそういうことについて分析でき

るのかなという期待を持って見させていただいたのですが、介護保険についてはこの資料の中に入っていないようなんです。それについて今度1月には報告できるというようないろんな数字的な調査とかもしていただいて資料の方も出させていただくというような状況もお聞きしているのですが、介護保険の関係についてはそういった資料になって出てくるのか確認をさせてください。

総務部長 合併にかかわって今広域圏の方で助役を始めといたしまして、我々調査をやっているわけですが、その中で議会の方で30万円の補正を組ませていただいて、そういった事務費として合併にかかる調査を210万円で実施していこうとしています。そういった中で最終的には3月末までにそういった調査のまとめをするわけですが、それまでにいろんな調査事項がある中で1月に出していける調査事項もありますが、ご質問の事項が調査対象となっているかは別にして、どの分を出していくかということについては今検討しているところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 やはり7町で認定審査会なども持ちまして、やはり広域的な要素でこれらをやってきてますので、より比較検討しやすいと思いますので、そういった内容についても提出していただけることをお願いしておきたいと思います。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第36号については当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものといたします。

次に、継続審査案件（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題

といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 先ほども町長からご説明がございましたとおり、9月2日に第2回目の（仮称）総合福祉会館整備検討委員会を開催させていただきました。その中で総合福祉会館の検討に向けた つきまして、総合福祉会館の整備基本計画に基づきまして順次逐条的にご検討いただきまして、各委員よりご意見をいただいたところでございます。今後10月下旬頃には各委員のご意見等を取りまとめをさせていただきます。一定の方向性を示せるよう現在意見集約の整理に向けまして作業を進めているところでございますのでご理解賜りたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、各課報告事項といたしまして（1）議案第33号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

環境対策課長 （環境対策課所管に係る補正予算の説明）

し尿処理費で合併処理浄化槽設置者が当初計画者数より増加する見込みのため、7人槽5基分245万5000円を追加するものでございます。

福祉課長 （福祉課所管に係る補正予算の説明）

民生費・社会福祉総務費におきまして、福祉基金の積立金として6万9000円の増でございます。次に障害福祉費でございますが、平

成15年4月から身体障害者のホームヘルプサービス並びに施設入所等が支援費制度に移行することに伴いまして支給開始決定や自給者証の交付、制度の周知と準備事務に掛かります経費として27万7000円の増額補正をお願いするものであります。次に、介護保険事業繰出費では、介護保険円滑導入基金の運用益によります事務費に掛かります繰越金が発生したため、14年度一般会計の事務費繰出金4万円を減額するものであります。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

委員長 私から1点お聞きしたいと思えます。支援費制度に移行になることの準備ということで予算をあげていただいておりますが、福祉課の中でこれまでも係りに分かれておられて、障害福祉ということで係があると思うのですけれど、この支援費制度移行にかかわりまして、福祉課内の今の現状の体制で対応の方が十分出来るというふうにお考えになっているのかどうかを確認させていただきたいと思えます。

福祉課長 この支援費制度開始に伴いまして市町村に権限が委譲されるものでございますが、この事務的な流れにつきましては相当事務量も多くございまして、現在の人員ではかなりしんどいのではないかと考えております。

里川委員 今課長の率直な答弁を聞かせていただきました。十分な対応が出来ますように、準備段階で課内の方で努力していただきたいと思えます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、議案第33号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承してよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議がありませんので、本件については、当委員会としてこれを了承することにいたします。

次に（２）住民基本台帳ネットワークシステムについて、理事者の説明を求めます。

住民課長 ８月１９日に送付いたしました住民票コード通知表の送付状況でございますが、１０，０３４世帯に配達記録郵便で送付いたしました。９月１２日現在の状況でございますが、配達済件数が９，３７６件、不在が５８５件、配達先不明が５４件、受取拒否が１９件ございました。なお、不在で戻っております分につきましては郵便局からの不在葉書と身分証明書を持参していただきまして、住民課の窓口にてお渡ししております。それと住民票コードの変更申請でございますが、現在３０件ございました。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

喜多委員 受取拒否が１９件あったという報告ですが、拒否の内容は分析されておりますか。

住民課長 ただ今受取拒否１９件でございますが、郵便局から直接受取拒否された分もございまして、１９件全部のデータは整っておりません。戻ってきました皆さんに電話で再度説明等をしたいと思っておりますので、その際にお聞きしたいと思います。今データは持っておりません。

住民生活部長 今課長が申し上げましたように直接郵便局から配送していただきまして、それで住民の方が受取拒否ということで郵便局の職員さんに言われました。それをもって郵便局の方で一応預かっていただき、それを日数が過ぎまして町の方へ戻ってきます。ですから本人さんと町

の職員が直接対応しておりませんので今のところどう理由で拒否をされているか分からない。課長が申しあげましたように、全部戻ってきた段階で拒否をされている方々にそういうことで内容等、この利用の趣旨等のご説明を申しあげながら、住民の方の拒否をされている理由が把握できるという状況でありますので、なぜ拒否をされているかということの分析は暫く時間をいただけたらと思います。

議 長 私の所へ日曜日配達していただいたのです。それは日曜日なら留守がないだろうという配慮からしておられたように思うのです。偶然私も家内と買い物に出かけるときに郵便局の人を見かけたから日曜日配達しているなと思って、帰ってきたら不在でしたという葉書が入ってありました。全町的に日曜日ということをやっておられたのか、1回だけ持ってきてもらって居ないから、郵便局に取りに来て下さいという葉書が入っていたと思うのですが、その点どうなんですか、何回か配達してもらって、といいますのは普通の配達証明付きの郵便でしたら何回か来ると思うのです。それが大変だから1回にされたのか。あるいは日曜日だから家庭にたくさん居られるという見当のもとに配られたのか、その点どうですか。

住民課長 日曜日配られたのは、こちらの方で住民基本台帳コードの方は配達記録郵便ということですので、留守宅の家が多いのではないかとということで、今回土日も含み25日から日曜日でも配達をしていただいております。1度行かれて留守の場合は再度確認していただいて、そして葉書を入れていただいて、なおかつ葉書を入れて指定をしていただいてそれで居られない場合は再度郵便局に1週間置かれて、役場の方に戻るといってごさいます。

議 長 そしたら私の家は入ってあったのは日曜日だったので、それまで1回留守していたという可能性があるということですね。

住民課長 1度行かれまして再度尋ねていただいて、その場合留守の場合はその時点で葉書を入れるというふうにお願いをしております。

喜多委員 不在の取り扱いですが、585件ということですね。数字としてはそんなに多いとは思わないのですが、585件の中にも旅行中とか病院に入院中という方々もあって、全体にそれを見ておられない方もありますよね。この585件の方々についての対応は今おっしゃった説明のとおりになさっていいと思うのですが、完全に不明という形は届かないということなのですが、この不在についての取り扱いをもう少しきっちりしておかないと葉書で見過ごしたということもありますし、その辺はどのように考えておられるかお聞かせください。

住民課長 不在は今585件でございますが、再度広報の方で住民票コードをいただいている方に対しまして、再度役場の窓口に来ていただくように啓発したいと思います。そして配達不明の54件でございますが、この分につきましては実態調査を行いまして、実際に居られないのかということを確認いたしまして、職権消去の対称になったと思いますので、この54件につきましても調べていきたいと思っております。

喜多委員 このシステムが実施されてから、全国的にいろんなケースが新聞紙上等で取り上げられているわけですが、当町の場合はスムーズにいった方かなと理解しているのですが、ただ拒否と不明ですね、それから変更が30件あったということで、全体的にこの数字から見て斑鳩町の実態で町長はどのような評価をされているかお聞かせ願えますか。

町長 不在とか不明とかは、私らは選挙される身ですから、選挙人名簿でもいつも思いますのは大体頭から2割は されていると、そして投票率は50%、町会議員の68%かなりそういう点では浸透がしていないのかなと思いますが、住民基本台帳については関心が高い中で斑鳩町の場合は10,034世帯で9,376件という関係等につい

て順調に行っていると私は思っております。

委員長 今委員さん方の質疑の中で感じたのですが、不在者585名の方への啓発というのは課長の答弁で広報などを利用してということだったので、果たして広報の啓発だけでこの585名もの方の解決がつくのかどうかという今の話の中で感じたのですが、その次の段階のことについては余り時間が長くなるということもあれなので、広報などで啓発されてそれでもなおかつ不在だった方々がお見えにならないという状況の時にはどうするのかというようなことなどは具体的にお考えになっているのかどうかということをお聞きしておきたいと思うのですけれど。

住民課長 通知につきましては、郵便物一定期間役場の方に持つということになっておりまして、改めて再度不在の方に配達するということは考えておりません。

委員長 私の方はもう一度発送するとかそういう手間なことではなくて、広報などで啓発されましてもどうしてもなかなか十分にこういった不在の方が取りに来ていただけない状況があったときに、私としては受取拒否という形になっている方と同じような形で電話でも対応していただけるのかどうか。でないと斑鳩町自身が不在者の分も手元に置いておくというと、手元に置いてある枚数も非常に多くなってしまいうらうし、このところできるだけ受取拒否ではない方につきましては皆さんの手元に行くようにして皆さん方にきちっと把握していただけるという努力を町としてはせんといかんのではないかと思います。私としては担当として最後の詰めの段階の所を聞いたかったということなのです。

住民生活部長 今委員長からお話がありましたように、今現在19件の方がおられます。この方々につきましては後どれだけの拒否の件数が出るか分か

りませんが、先ほども申し上げましたように電話でそういう形で趣旨の説明を申し上げてご理解いただけるように町としてはそういう対応をさせていただくということで考えております。留守の方々に対しましてもその時点でケース的には減少しているだろうと思えますけれども、留守宅の世帯の方々に対しましても拒否の方同様一応こういう形で留守をされておったということの説明を申し上げて、現在町の方で預かっているということをご説明して、役場の方へ取りに来ていただくような考え方で対応をさせていただきたいと思っております。

議 長

54件不明、これは実際住んで居られるか、居られていないか実態調査して、その結果職権消去、結局今住民票を送られる方には全て出しておられるということですね。しかしそこに住んでおられない、一時的にどこかへ転居されている状況の人もおられると思う。それはどれくらいの調査で職権消去になるのか、職権消去ということはイコール住民票登録が置いておいて、その通知するのを消去とすることは住民票まで消してしまうのか、そこまでなるのか疑問があります。

それと郵便局の扱いの中で、例えば転居してその場合に転送の手続きを追ってある場合があります。だから転送の手続きが依頼してあればそこに持って行ってはダメだということで、発送者に戻すことがあります。そういう扱いになっている場合もあるのかなと思えますが。その実態調査はどこまで突っ込んで調査してもらえるか教えてください。

住民課長

配達記録郵便の転送の方なのですが、郵便局の方で転送依頼されている分に関しましては、実際転送していただいております。そして配達先不明ということで戻ってきております54件は、8月5日現在斑鳩町に居られまして、住民票コードは斑鳩町ですのですが、その以後に転出されました方につきましては、斑鳩町から通知いたします。けれども転出先の住所が実際大阪に行こうと思ったけれども奈良に住んだということになりますが、一応転出先の住所を大阪の方に一旦送

っている状況で、そういう方で戻っている方もおられます。また実際住民登録は斑鳩にあるのだけれども住んでおられない方、転居先不明ということで配達不明ということで戻ってる分に関しましてはこちらの方に実際に出向きまして、自治会長さんなりまた家主さんに聞き取り調査をいたしまして、実際に住民登録自身を抹消していくこととなります。そして抹消いたしましたら公示と言いまして、抹消いたしませんよということでの公示も行っていくこととなります。何れにしましても職権消去というのは住民登録を抹消することになると思います。これは実際調査を行いまして、確認を取って慎重に行っていきたいと思っております。

議 長 郵便局に転送依頼してあるのは、1年間有効なんですね。その間に住所が分かるだろうと。実際住民票を提出しておられたら1年以上下宿しているとか、そちらで生活しているとか、住民票を置いてもそちらへ転送する場合もあって掘みにくいこともありますので、住民票を職権消去されるということについては慎重にやっていただきたいと思う。

木田委員 受取拒否が19件ということですが、番号は付けられておることですね。来年度よりICカードですか、要望があればカードを発行するというのを聞いておりますが、それが将来的にそういうカードがなければいろんな証明とか住民票とかが取れないような方向になっていくのではないかと私はそのように思いますが、これからカード時代、カードさえあればいろんなものが発行されたり、またそれによって証明されたりということで、そのカードが絶対に必要なものになってくるのではないかと思います、受取拒否をされておっても番号はついてしまっている。将来的にはやはりカードをもっていろんな証明書類とかを入手しなければならないような時代になるのではないかと思います、その点について教えてもらいたいと思う。

住民生活
部長 喜多委員さんからもありましたように、今現在では希望者の方にカードを発行させていただくということになっております。今後のことですが、将来的な話なのですが、我々としましてはその点につきましては今の状況で進むのではないかということしか出来ないところでございます。ただそのカードがなくても、運転免許証で可能であるということも聞いております。ただその運転免許証ということがパスポートやいろいろ拡大されるという話もございますので、こういう状況から言って必ずしもICカードを絶対持つようになるということにはならないのではないだろうか判断をしているところです。

委員長 次に（3）健康保険制度の改正について、理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 お手元に資料として提出させていただいております健康保険制度の改正についてということですが、委員もご承知と思いますが、国会の審議が大幅に遅れまして、この制度の確定が会期末になるということで、その を県の主幹課長会議等に する中で、事務処理要領については日々変わってきているという状況の中でのご説明になろうかと思っております。今日も朝から12ページにわたるFAXをいただいておりますが、詳細については承知しておりませんが、そういった中でほぼ確定しているものについてのご説明になろうかと思っております。後刻また説明申し上げますが、これに掛かります条例改正では2点発生してくることになっております。これらにつきましても最終確定の連絡があるまで提案することが出来ませんので、専決処分の取り扱いをお願いするわけですが、そういったことを踏まえましてのご説明となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。資料についての説明につきましては西梶補佐の方から説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

健康推進
課長補佐 (資料1により説明)

委員長 説明が終わりました。質疑を受ける前に休憩をとりたいと思います。
(午前10時30分)

委員長 再開いたします(午前10時45分)
健康保険制度の改正につきまして質疑をお受けいたします。

委員長 10月から改正されましたら、これまでの定額制から定率政に変わると、それと立て替え払いになる、償還払いになると、上限を超える部分についても一旦支払っていただいて、償還払いとなるというふうに私は認識しているのですが、これはかなり厳しい状況があるのではないかと思うのです。特に低所得者の方につきまして、ちょっと症状が重いような状況であったり、外来であってもいろんな検査とか受けたり場合、結構金額が上がるのではないかという心配もあるのですが、この償還払いについてはそういった危惧は町としてはどうでしょうか。

健康推進課長 今回の改正につきましては、外来につきまして低所得者で1割、又は2割の診療保険に掛かります費用の負担をしていかなければならないということでございます。入院につきましては月額限度額までの支払いで、若干の引き上げはありますが、今まで通りの形になっています。低所得者につきましても1割の負担をしなければならないということでございますので、それに対応していかなければならないというように思います。

委員長 そしたら償還払いについては町としてこの制度どおりという考え方で、1割ということが限度額を超えていても一旦支払ってもらおうということで、そしてその後そういう状況の中で診療抑制とかが起こって、もしも限度額以上を超える、1回行っても1万円掛かるような診察になった場合に低所得者の方々、これは病院に行きにくいというような

ことで受診抑制などが起こってくるのではないかなど、特に高齢者でひとり暮らしの方や老人世帯の方については、側にそういうアドバイスをされるご家族がいらっしゃらない状況の中で、ちょっとその点については心配しているのですが、これ10月からの制度改正になってから町の方としてもその状況をきちっと分析するような形で見ていただきたいと思いますと思っているのですけれど、その点についてはどうでしょう。

健康推進
課長

受診抑制になるかならないかということで、前回もこの定額制をやったときもそういったご意見があったように思います。そのことの分析につきましては地方課などもいろいろ心配されたと思うのですが、受診抑制にはならなかったという結果が出ておりますので、立て替え払いという形になるということでございますので、出来るだけ早い時間で処理をして償還を受けてもらえるように持っていきたいと思っておりますし、国、県からもそういった償還に掛かる負担を出来るだけ軽減するよというふうなことも言われておりますので、連合会の方にそういった償還該当者ということが出来ますから、その時点で町の方からそういった方々にする方向で配布手続きをしてもらえるような方法も検討して参りたいと考えております。

委員長

制度改正になって大変な方が出てくるのではないかという意識をもって、その推移を分析していただけることをお願いしておきたいと思えます。

それと、非常に大事なことなのですが、この改正について先ほどの説明ではこの委員会に関わる所管の事務ですので、本日この説明をしていただいたわけなのですが、10月1日実施の中では9月30日に専決処分させていただきたいというご説明だと思っておりますが、全県的には調査しておりませんが、近隣ということで郡内を尋ねさせていただきましたら、平群町や三郷町では国民健康保険条例、また保険税条例これは今議会に議案として提出されているということ聞き及んで

いるのです。そこのところについてなぜ同じ国から降りてきた制度にもかかわらず、なぜ自治体によってそういう状態が起こっているのかということについては疑問に感じますので8月27日に関係政令が国から下ろされたと思うのです。その後の動きはどのようになっているのか。それで今回斑鳩町としてはそういった専決処分という方法をとらせていただきたいということの流れについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

町長 平群三郷は議会が9月の10何日から開会ということでございますし、私の方は9月3日開会ということで、8月27日に政令等がある中で、議案書の送付等の関係がある中で、調整をしてまいったのでありますが、出来るだけそういう点では国民健康保険も 担当課とも努力願ったのですが、9月3日の議案配布はとても無理という状況等もございまして、そういう状況になっております。また西田課長から委員長始め議長に申し入れをさせていただいて、この議会で説明をさせていただくということで、どう取り扱うかという話を聞かせていただいた。郡内の調整ということもありますが、8月30日議案配布ということもございましたので、そこら委員長あるいは副委員長、あるいは議運の委員長等にもご相談申し上げている状況でございますのでご了解いただきたいと思います。

委員長 国の関係の政省令と今の町長からの答弁があったわけですが、三郷町は議案配布の時点では間に合わなかったけれども、13日の開会初日に追加日程としてこの議案を挙げてきたという流れがあったのです。私も課長の説明をお聞きする中で、国の関係で8月27日に降りて、後県の関係というのがあるということもお聞きしておりますので、県の関係は一旦1回は出てきてたんじゃないかと思うのです。9月20日前後とおっしゃっているところ、その辺が内容的に先に出ていたのがどういうことなのかなと、次に出てくるのがどういうものなのかなということも分からないものですから、もう少し説明をしていただけ

たらなと思ったのですが。

健康推進
課長

今町長からもありましたように、開会までの初日の提案ということ、また追加提案というようなこともあると思いますが、まず例で示された内容が変わるということはあると思います。そこで最終的に何時県の方から確定がいただけるのかと尋ねましたら20日前後になるであろうということですので、確定できていない条例案を提案させていただくことはいいのかどうかということから、我々といたしましてはやはりきちっと決まった段階でご提案させていただくのがいいであろうということで、会議に間に合わないので専決処分という形にさせていただきたいということのお願いをしてきたわけですので。内容につきましては、税条例につきましては国の考えた内容での改正、保険条例につきましては法令等また条例の一部に負担が重複して謳われているということの内容からして専決処分に対処していただけたらどうかという内容からして提案をさせていただきまして、委員長も副委員長もこの委員会に諮っていただいて、やむを得ない場合は専決でいいし、重要な案件であるならば会期を延長してでも審議をしても良かったらいいのではないかと、それは厚生常任委員会に委ねるということのご説明でしたので、先ほどの資料1に要旨を添付させていただいておりますが、内容的にはそういった内容での改正でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

委員長

その他委員さんから意見、質疑があればお受けしたいと思います。
暫時休憩します。(午前10時58分)

委員長

再開いたします。(午前11時24分)
ただ今の案件につきましては追加日程の予定ということで、事前に説明を受け審査をさせていただいたということで終わらせていただきます。

以上、これら各課所管に関することについても、それぞれ報告を受

け了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員から意見、質疑があればお受けいたします。

木田委員 町制55周年記念事業の夢フェスタに出店される予定だった長野県の飯島町の販売が急遽中止になったという理由について、プログラムの中に15日販売と書いてあったのですが、それは無認可農薬の使用をという報道がなされてそれによって取り止めになったのか、奈良県においても天理でイチゴとかスイカが使用されたということで、これは商品にされておりますから、今更どうこうということでなしに、その無認可農薬を購入された業者が大和川の上流で、そこに29キロ干されて29キロが回収されたということですね。町の方でのそういう農薬の実態はどうなのか、その調査をされたのかお聞きしたいと思います。

それから国民年金が国に徴収の移行をされてから大幅に収納率が上がったというふうに報道されておりますが、そういうことになれば国民健康保険の方についても、国に移管した方が収納率がアップになるのではないかと思います。それらについて考えをお聞きしたい。

それと、それらも含んでですが税の徴収について県単位で行なった方が、住民とのしがらみがないので徴収率のアップにつながるのではないかと。ということで、三重県でしたか、そういう報道がされておりましたけれども、町から特別徴収班を作っていただいて、いくらかは収納率は上がっておると思いますが、やはりどうしても町民と行政側のしがらみがあって、なかなか強制にはいかないとおもう。それらについてお聞かせ願いたいと思う。

健康推進課長 夢フェスタの長野県の物産の件ですが、当初予定させていただいておりましたが、急遽先方の方の都合で、こちらへ来ていただく方の日程の調整がつかなくなったということで、中止の連絡がありまして、周知させていただいた後で申し訳なかったですけれども、物産展を開

催できなかったということでご理解を賜りたいと思います。農薬の関係につきましてはその辺の調査を担当課の方へ話を聞かせていただくということでご了解いただきたいと思います。

総務部長 徴収の件ですが、以前にもそういう話が県下でありました。ただいろいろな事情があって、その町村町村によって対応していかなければならないものがありまして、なかなか難しいことがありました。その他費用負担について調整が難しいという中で、そういう話がなくなってしまったということがありました。現在県の方から市町村へ来て徴収の指導をしているということがありまして、当町もそういう中で来ていただくということになっております。そういうことで県の指導を受けながら徴収率を上げていただくということで期待しております。

住民課長 年金の方の収納率のアップということですが、その件について担当の者に確認をしておりますのでしばらくお待ちください。

委員長 ご回答をきちっといただけていない状況があるのですけれど、どういたしましょうか。

木田委員 個人的に返答してもらいます。

委員長 私の方から1点だけお尋ねしたいと思います。先ほどから出てまいりました児童扶養手当の件なのですが、この現況届の方が8月9月でございまして、この制度改正によりまして斑鳩町でもかなり給付減という状況が生じているのではないかなと思っております。その辺の状況について少し説明をしておいていただきたい。

福祉課長 8月からの児童扶養手当の改正ですが、全部支給の支給者が平成13年度が109名であったのが、平成14年度では全部支給受給予定

者が72名、一部支給に変更になる予定者が29名、現況届未提出者が8名ということで、一部支給につきましては平成13年度は20名があったが、平成14年度は46名となって、前年度と比較して26名の増となるということでございます。その内訳は前年度の全部支給から一部支給に変更になりましたのが29名、それから前年度一部支給から全部支給に変更になったのが3名ということで、全部停止から一部支給に変更が1名ということで、今回の改正によりまして支給一人当たりの支給額は前年度と比較して2800円の減額ということになります。制度上の改正によりまして所得の範囲が変更になったのは児童扶養手当の本来の目的であります父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ったものでありますので、町といたしましてもこの目的に沿って母子家庭の自立支援を図ることがなにより重要であると考えております。

委員長

今の報告を聞かせていただきまして、やはり給付減のご家庭がかなり生じているような状況だというふうに感じました。

それからもう1点、8月から現況届を出していただくということではその現況届の申請書の雛方というのか、どういうふうな内容でというのは国の方から示されて県を通じて町村の方に降りて来ていると思うのです。最初に出された雛方につきましてかなりプライベートに関わる箇所があって大きな問題となりまして、厚生労働省の方では7月26日に新しい申請書を各都道府県に送付したという状況があったわけなのです。その時に8月からの現況届の申請なのに7月26日に送って来たというような国の非常に遅い対応があったということも聞く中で斑鳩町ではどんな状況であったのか、苦情などがなかったのか。それとも斑鳩町はそういった厚生労働省から来た最初のそのままの申請書を使ってなかったのかということも含めまして経過だけ確認をさせてください。

福祉課長

申請書の件でございますが、今こちらの方で確認はしておりません

が、住民からの苦情はないということを聞いております。

委員長 それと、支援費制度前回説明していただいたのですが、これも障害者にとって大きな問題なので、その後なにか動きがあったようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

植村福祉
課長補佐 この前説明をさせていただいた以後、9月に全国担当課長会議が開催されたと聞いております。それにつきましては9月13日に新聞報道がありまして、支援費の基準が示されたというふうに聞いております。これにつきましては9月24日県におきまして市町村担当課長会議が開催されることになっておりまして、その内容の詳細を県から報告をしていただくということになっているところでございます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
 なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。
 次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては先進地視察申入書のとおり手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたしま

す。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時45分)